

令和7年度 第1回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月15日(火) 10時00分～10時40分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 松下奈美子 向山 富雄
労働者代表 石田 司郎 片山 智成 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人 山本 正仁

4 議題

- (1) 三重地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について
- (2) 三重地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 三重県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (4) 三重県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 令和7年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について
- (6) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について
- (7) その他

5 開 会

(開会・定足数報告)

(指導官)

それでは、只今から令和7年度第1回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてですが、本日は、15名の委員の内、公益委員の前田委員から欠席の御連絡をいただいております。

従いまして、14名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることを報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を行いましたところ、傍聴申込みがあり、5名の傍聴を認めておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、開会に当たりまして三重労働局長から、御挨拶を申し上げます。

(局長)

皆様、おはようございます。

委員の皆様方には、御多忙のところ、令和7年度第1回三重地方最低賃金審議会

に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度から2年間任期の第54期委員となりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、「三重県最低賃金」の改正決定について諮問させていただくというように予定しております。

最低賃金につきましては、本年6月に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」におきましても盛り込まれておりまして、これには、「適切な価格転嫁と生産性向上を支援することにより、特に影響を受ける中小企業・零細企業の賃上げを後押しするとし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」となっております。

また、地方最低賃金審議会におきましても、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう御議論いただき、併せて、地域間格差の是正を図る。このようなことが盛り込まれているところでございます。

今後、委員の皆様におかれましては、これまでの最低賃金決定の経過、又は、労使の主張、経済情勢の実状を踏まえつつ、こうした政府の基本方針等にも十分配慮していただきながら、今後中央最低賃金審議会において示される目安等を参考に、三重県最低賃金改正の審議を行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

三重労働局といたしましては、三重地方最低賃金審議会の事務局といたしまして、適切かつ円滑な運営に最大限務めてまいります。

中小企業・小規模事業者に対しましては、本年度から「賃上げ」支援助成金パッケージと銘打ちまして、様々な支援金、業務改善助成金のみならず様々な助成金を賃金引上げの支援策といたしまして、事業者のニーズに応じて提案できるようにしているほか、三重働き方改革推進支援センターを通じました相談支援の利用促進等、一層の支援を行ってまいります。

委員の皆様方には、色々と御負担をお掛けすることもあると思いますが、真摯な御議論をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

6 議事

(1) 三重地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について

(指導官)

本日は第54期最低賃金審議会委員による第1回の最低賃金審議会でございます。

まず、委員の皆様を御紹介させていただきます。お配りいたしました資料1の「三重地方最低賃金審議会第54期委員名簿」を御覧ください。それでは、名簿順に委員の御紹介をさせていただきます。委員の皆様は御着席されたままで結構でございます。

す。まず、公益代表委員です。今回、2名の委員が新任でいらっしゃいますので、新任委員の方は一言御挨拶をお願い申し上げます。それでは、御紹介させていただきます。名簿順に恒岡純子委員。

(恒岡委員)

お願いいたします。

(指導官)

西川昇吾委員。

(指導官)

今日は、御欠席ですが、前田茂樹委員がおられます。

松下奈美子委員。

(松下委員)

本年度から委員になりました松下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(指導官)

向井富雄委員。

(向山委員)

新任の向山です。四日市で法律事務所を経営しております。何分よろしく申し上げます。

(指導官)

労働者代表委員です。

石田司郎委員、
片山智成委員、
佐橋洋一委員、
廣瀬純子委員、
前田良彦委員。

使用者代表委員です。

大西宏弥委員、
栗須百合香委員、
中村和仁委員、
松井寿人委員、
山本正仁委員。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

石田労働局長につきましては、先ほど御挨拶いただきました。

労働基準部長の津田でございます。

(基準部長)

基準部長の津田でございます。よろしくようお願い申し上げます。

(指導官)

貸金室長の久留原でございます。

(室長)

久留原でございます。昨年に引き続きよろしくお願いいたします。

(指導官)

室長補佐の林でございます。

(補 佐)

室長補佐の林です。よろしくお願いいたします。

(指導官)

それでは、議事の1番目の三重地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任について、進めさせていただきます。

最低賃金法第24条第1項に「最低賃金審議会に会長を置く。」とあり、同条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定されています。

会長代理につきましても同規定によるところとなっております。

それでは、会長及び会長代理を選出していただくことになるわけですが、如何させていただきますいたらよろしいでしょうか。御意見をお願いいたします。

特に御意見がございませんが、公益委員に一任してよろしいでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

(指導官)

ありがとうございます。

では、公益代表委員の皆様であらかじめ御協議していただいた結果を御報告いただいております。三重地方最低賃金審議会会長に西川委員、会長代理に恒岡委員との御報告を受けております。拍手をもって御承認をお願いしたいと思います。

— 拍 手 —

(指導官)

それでは、会長、会長代理の御席に名札を置かせていただきます。

— (補佐)、名札を設置 —

ありがとうございます。それでは、会長、会長代理の方から一言御挨拶をよろしくお願ひします。会長お願ひいたします。

(会 長)

この度、初めて会長という重責を担うこととなりました西川と申します。皆様の御意向を尊重し、当審議会の舵取りを全力で努めてまいりたく存じます。

皆様の御協力、御指導の程何卒よろしくお願い申し上げます。

(指導官)

それでは、会長代理よろしくお願ひいたします。

(会長代理)

会長代理に選任されました恒岡でございます。

微力ではございますが、西川会長を補佐し、この審議会が円滑に運営されますよう精一杯努めさせていただきたいと思っております。皆様方の御支援御協力をよろしくお願い申し上げます。

(指導官)

ありがとうございました。

それでは審議会の議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっております。会長よろしくお願い申し上げます。

(会 長)

改めまして委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、議事の2番目「三重地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 三重地方最低賃金審議会運営規程について

(室 長)

はい。それでは私から説明させていただきます。

まず、「三重地方最低賃金審議会運営規程」についてですが、資料2を御覧ください。

最低賃金審議会の運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令等に定められているところですが、これらの法令に定められているもの以外に、運営上必要とされる事項を「三重地方最低賃金審議会規程」で定めているところです。

「三重地方最低賃金審議会規程」は、昨年度と同様であることから、この場で御審議いただくものではございませんが、本年度初めての審議会でございます。新任の委員もお見えになりますので、改めて簡単に説明させていただきます。

第2条は「審議会の会議の招集」となっております。第3条は「小委員会」について規定してございます。小委員会と申しますのは、特定最低賃金の改正決定必要性の有無に対して審議をする会議でございます。

第4条は「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」を規定してございます。御欠席の場合は、事務局の方へ御連絡をあらかじめいただければと存じます。第5条は「会議は会長が議長となって議事を進めていただく」ということを規定しております。

第6条は「会議の公開・非公開について」を規定してございます。会議は原則として公開といたしますが、公開をすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利・利益が不当に侵害をされるおそれがある場合、または、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、会長は、会議を非公開とすることができる。と定められております。第7条は議事録及び議事要旨についての規定となっております。会議議事録につきまして

は議事録を作成させていただいております。こちらの規定は小委員会についても準用致しております。

第8条は「審議会の議決に係る取扱い」の規定となっております。会長は、審議会が議決を行ったときは、議決書、又は、答申書を局長に提出をするものとするということとしております。

以上、運営規程について御説明申し上げました。

(会長)

ありがとうございます。

(3) 三重県最低賃金の改正決定について（諮問）

(会長)

それでは次に、議事の3番目の「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をお受けしたいと存じます。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

— (指導官)、(写)を各委員に配付する。 —

(会長)

只今、局長から諮問文を頂戴いたしました。

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

— 室長、諮問文を朗読 —

(会長)

それでは、只今の諮問の背景等について、さらに事務局から御説明をお願いします。

(室長)

それでは、先ず、諮問の背景に関しまして、御説明させていただきます。

最低賃金制度については、低賃金労働者の保護、公正競争の確保、労使関係の安定の促進に役立っているところですが、これまで紆余曲折を経まして現在に至っております。

現在の審議会方式による決定方式につきましては、昭和52年の中央最低賃金審議会答申により定められたものです。その内容は、全国的に整合性のある決定が行われるよう47都道府県をランク分けし、最低賃金改定の目安額を作成して一定期日までに地方最低賃金審議会に提示するというものです。

そして、この目安制度は昭和53年から導入されています。本年も厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、地域別最低賃金額改定の目安について7月11日に諮問さ

れ、目安小委員会に審議が付託されました。

つきましては、地方の最低賃金審議会におきましても、中央最低賃金審議会から今後示される目安額に基づき、審議する必要が生じたので、今回、三重労働局長から三重地方最低賃金審議会会長宛てに諮問をさせていただいたところです。

よろしく願いいたします。

続いて、お手元の資料に基づき、最低賃金を取り巻く情勢について、説明させていただきます。

1 資料3を御覧ください。

本年6月13日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」の関係部分の抜粋でございます。

冒頭から「賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現」と題し、2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させるため、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備等官民が連携して取り組むとしています。

このうち、最低賃金の引上げの項目は、24ページ後半から25ページにかけて、「5.最低賃金の引上げ」と題し、昨年版と比較して3倍以上の分量でまとめられております。読み上げますと、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」のほか、「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行う」、「地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。」、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とございます。

2 続きまして資料4を御覧ください。

本年6月13日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2025」、骨太方針の抜粋でございます。

2ページ第3パラグラフ5行目ですが、「最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」とし、4ページ第3パラグラフ「この他」以降は、先ほど御説明しました資料3の最低賃金の引上げの項目での記載と同様ですので、説明を省略いたします。

3 県内の経済状況を表す資料として、財務省東海財務局津財務事務所が発表した資料5「法人企業景気予測調査（三重県の概要）令和7年4月から6月期調査」、経済産業省・三重県公表資料6「鋳工業生産指数及び鋳工業製品在庫指数

の推移」を用意いたしました。

資料5では、景況判断が、現状全産業で7.8%ポイントの下降超、先行きが下降超で推移する見通しとなっています。

資料6ですが、令和7年4月の鉱工業生産指数は3か月連続プラスの101.3、同じく令和7年4月の鉱工業製品在庫指数は2か月ぶりのプラスとなり88.8でした。

4 賃金支払状況を表す資料として、毎月勤労統計調査を基にまとめました資料7三重県における令和6年の産業別定期給与、出勤日数、労働時間等の状況を用意いたしました。

5 県内の雇用・求人の情勢を表す資料として資料8「安定所別有効求人倍率の推移」を用意いたしました。

令和7年5月の三重県の有効求人倍率の季節調整値は、1.16倍であり、前月を0.01ポイント下回っています。

なお、後ろに御参考までに、三重県内の各安定所別の「新規学卒者の初任給情報」をお付けしてございます。

6 労働者の生計費、県内の雇用・求人の情勢、賃金支払状況を表す資料として、国内企業物価指数、消費者物価指数、有効求人倍率、現金給与総額の名目賃金指数と実質賃金指数を一覧表に取りまとめました資料9労働経済指標の推移を用意いたしました。

まず、区分の2列目「消費者物価指数」を見ていただきたいのですが、指数につきましては、右上に書いてございますとおり、令和2年を100とする方式で、また、三重県の数値は県庁所在地（津市）の数値を用いています。

上から5段目の令和6年平均を見て頂きますと、全国110.0、三重県109.4で、それぞれ前年比プラス3.2%、プラス3.0%という状況になっています。

次に、現金給与総額の名目賃金指数と実質賃金指数です。

まず、名目賃金指数ですが、三重県では令和6年平均は、規模5人以上が106.4で、前年比プラス4.5%、規模30人以上が101.4で、前年比プラス2.4%という状況になっております。

次に、実質賃金指数ですが、三重県では令和6年平均は、規模5人以上が97.3で、前年比プラス1.5%、規模30人以上が92.7で、前年比マイナス0.5%という状況になっております。

7 本年の賃金改定状況として、連合と経団連が公表されました資料10春季賃上げ妥結状況を用意いたしました。

こちらは、令和7年7月3日現在の本年の連合・経団連の春季賃上げ妥結状況です。額、率ともに平均賃金方式による加重平均となっています。

連合調べから説明いたします。まず、5,162組合全体の賃上げ額は、16,356円、賃上げ率は5.25%で、前年最終結果からプラス1,075円、プラス0.15ポイントでした。また、このうち300人未満の中小組合である3,677組合では

12,361 円、賃上げ率は 4.65%で、前年最終結果からプラス 1,003 円、プラス 0.2 ポイントでした。

経団連調べを説明いたします。まず、原則東証 1 部上場・従業員 500 人以上の大手 97 社の賃上げ額は 19,342 円、賃上げ率は 5.38%で、前年最終結果からプラス 132 円、マイナス 0.2 ポイントでした。従業員 500 人未満の中小 251 社の賃上げ額は 11,826 円、賃上げ率は 4.35%で、前年最終結果からプラス 1,105 円、プラス 0.34 ポイントでした。

以上が、三重県最低賃金の改正諮問させていただきました背景等に係る資料説明でございます。

よろしく願いいたします。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今、事務局の方から、本日の諮問の趣旨と最低賃金を取り巻く情勢を説明いただきました。

これに関して御質問等はございませんでしょうか。

(4) 三重県最低賃金専門部会の設置について

(会 長)

それでは、次の議題の「三重県最低賃金専門部会の設置について」、事務局から御説明をお願いします。

(室 長)

三重県最低賃金専門部会の設置に当たり、三重県最低賃金専門部会委員の推薦公示について御説明いたします。

先程「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をさせていただきました。最低賃金法第 25 条第 2 項は、「審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」と規定されてございます。こちらに基づき、専門部会を設置することとなります。

専門部会委員の推薦公示につきまして、「本日公示し、7 月 25 日（金）締切り」ということで進めたいと考えております。

(会 長)

ただ今、事務局から説明や提案がありました内容につきまして、何か質問御意見等はありませんか。

それでは、三重県最低賃金専門部会を設置いたしますので、所要の手続きをよろしく願いいたします。

(5) 令和 7 年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について

(会 長)

それでは、議事(5)の「三重地方最低賃金審議会審議日程等」について、事務局の

方から説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは私のほうから御説明させていただきます。

三重地方最低賃金審議会審議日程の予定についてですが、第2回本審については、7月28日(月)13時30分から、津第二地方合同庁舎 地下共用会議室で開催することとしておりますので、御報告させていただきます。

第2回審議会では、特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきたいと思っております。

次に資料11「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧ください。これは、答申日別に最短効力発生予定日を取りまとめた一覧表となっております。

三重地方最低賃金審議会での御審議の結果、慣例として10月1日に地域別最低賃金を発効しています。

発効日10月1日(水)の欄から左に見ていただきますと、答申・要旨公示日は8月5日(火)とございます。

中央最低賃金審議会の目安の答申がいつ出されるかにもよりますが、本年度も、中央最低賃金審議会から目安が示されたのち、速やかに審議会に伝達し、また、的確且つ有効な情報・資料等をお示ししてまいりたいと思っております。

専門部会委員に御就任いただく委員の皆様には、何度も審議会や専門部会への御出席をお願いするということになると思っておりますので、御多忙中恐縮ですが、日程の確保を含め、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、資料11の4ページ以降は特定(産業別)最低賃金の場合です。事業場において賃金締切日が20日締めのところが多いため、発効日が1日だと賃金計算が煩雑になるとの御意見・御要望があり、審議の結果、令和元年度から12月21日発効となっております。発効日12月21日(日)の欄から左に見ていただくと、答申日が10月23日(木)となります。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から説明のありました内容につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

(6) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

(会 長)

それでは、次の議題である

「三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

はい。まず、次回の最低賃金審議会の日程についてですが、現在のところ、予定通

り進めば、7月24日に中央最低賃金審議会の第3回目安に関する小委員会が開催され、この何日か後に目安にかかる答申がなされる予定となっております。

当審議会としましては、次回の第2回審議会の7月28日（月）に目安の伝達等をさせていただきたいと考えております。

しかし、中央最低賃金審議会の目安答申が間に合わない場合は、専門部会で伝達させていただき、専門部会委員でない委員の方々にはメール送信させていただきたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

もう1点、専門部会の進行についてでございます。昨年度から、審議の透明性等を一層高めるため、公益代表と労働者代表の委員、公益代表と使用者代表の委員で意見交換いただいた後、公労使三者が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を御報告いただくようお願いしているところでございます。本年度も引き続き労使の代表委員から意見交換概要を報告させていただきたく、御審議お願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました内容につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

(委員から発言なし)

(会 長)

それでは、第2回審議会を7月28日（月）午後1時30分から開催します。

また、専門部会の進行ですが、昨年度から行っている公労の委員、公使の委員で意見交換いただいた後、公労使が集まって審議を再開した際に、労使の代表委員から1名ずつ意見交換概要を御報告いただくようお願いいたします。

(7) その他

(会 長)

その他として事務局から何かありますでしょうか。

(室 長)

はい、3点ございます。

1点目は、最低賃金法第25条第5項に基づく最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示についてでございます。「本日公示し、7月25日（金）締切り」で進めたいと考えております。よろしく願いいたします。

2点目は、当審議会本審及び専門部会の議事要旨の公表についてでございます。

現在、当審議会の議事録を三重労働局ホームページにて公表させていただいてお

りますが、事務局で議事録作成後、会長等に内容を御確認いただくため、公表時期が開催から約1か月後となっております。

「議論の透明性の確保」の点で、審議会開催1週間以内に議事要旨を労働局ホームページ公表するよう推奨されており、現在、全国の約3割の労働局が議事要旨を公表しています。

ここで申します議事要旨とは、開催日時、開催場所、公益・労働者・使用者の各代表委員の出席人数、主要議題、議事の簡単な内容を記載したA4判1枚程度のものでございます。

本年度から、三重地方最低賃金審議会におきましても、当審議会議事要旨を作成して当局ホームページにて公表したく存じますので、委員の皆様にお諮りいたします。

なお、当審議会議事要旨を公表する際には、公表前に会長又は専門部会長に内容の御確認をお願いしたく存じます。よろしくをお願いいたします。

最後3点目は、業務改善助成金について説明でございます。資料12を御覧ください。

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に役立つ設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成するものです。

三重労働局では、令和6年度、367件の申請を受理しております。これは、令和4年度の約3.6倍となっております。

令和6年度の月別申請件数については、表2及び図2を御覧ください。8月9月に申請が集中している理由といたしましては、三重県最低賃金のおおよその改正額が例年明らかになる8月上旬から10月1日の発効日までの期間に申請いただくことが、当該助成金を活用して改正後の三重県最低賃金を遵守していただくため事業場内最低賃金を引き上げることに最も効果的なタイミングとなるためと考えます。

本年度は、賃上げに取り組む事業主の皆様が、その目的に合った助成金を探していただきやすくなるよう、「賃上げ」支援助成金パッケージとして、引き続き積極的に周知広報を行っているところでございます。その周知リーフレットが資料13でございます。以上、よろしくをお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から説明のありました内容につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

では、本年度から当審議会の本審と専門部会の議事要旨を事務局で作成いただき、三重労働局ホームページで公表いただくことにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

地域最低賃金は、例年どおり10月1日発効を目指して本審を、また専門部会も開催していくこととなります。景気の動向や物価高の影響等を見つつ中央最低賃金審議会の目安答申を受け、真摯に議論を行う必要がございます。

特定(産業別)最低賃金も同様、12月21日発効を前提にして、審議を進めて参りたいと思います。

なお、審議に時間を要した場合には、発効日の繰り下げも致し方ないことですが、慣例どおりの発効日を目指して審議を進めて参りたいと存じます。

何か御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、委員の皆様、そして事務局の方も、忙しく慌ただしくなるとは思いますが、日程を確保し、円滑な審議に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

委員の皆様、特に、専門部会を御担当いただく皆様には、とりわけ日程調整の程、よろしくお願いいたします。

今年の夏も、昨年に匹敵するような猛暑が予想されておりますので、健康管理の程、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして第1回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上